

鹿児島県における栄養教諭の現状と課題

Current State and Issues of Food and Nutrition Educators in Kagoshima Prefecture

倉元綾子*¹・田之上（石原）亜紀*²

KURAMOTO Ayako*¹ and TANOUE-ISHIHARA Aki*²

(Received January 31st, 2008)

This research aims to investigate the current state and the issues of food and nutrition educators in Kagoshima Prefecture.

The new law on food and nutrition educator started in 2005, in Japan. In 2007, Kagoshima, 144 dietitians have become the food and nutrition educators, and the converted ratio is the highest in Japan. In a few years all of dietitians will become the food and nutrition educators.

Diet education law was also established in 2005, and the Enhancing program of food and nutrition education from 2006 to 2010 was constructed.

Since the food and nutrition educators were expected to do a lot of roles on enhancement of food and nutrition education but they don't have enough time and money, they have been confronting some difficulties, e.g. overwork, learning new skills for classroom practices, being misunderstood the food and nutrition education by others in school and community.

キーワード Keywords ; 食育 Food and Nutrition Education, 栄養教諭 Food and Nutrition Educator, 鹿児島県 Kagoshima Prefecture

1. はじめに
2. 食育・栄養教諭の成立, 現状と課題
 - 1) 食育基本法および栄養教諭制度の成立
 - 2) 食育基本法と食育推進基本計画
 - 3) 栄養教諭
 - 4) 現状と課題
3. まとめにかえて

* 1 鹿児島県立短期大学 (〒 890-0005 鹿児島市下伊敷 1 丁目 52-1, Kagoshima Prefectural College, Kagoshima 890-0005)

* 2 財団法人昭和会 今給黎総合病院 (〒 892-8502 鹿児島市下竜尾町 4 番 16 号, Imakiire Hospital, Kagoshima 892-8502), 本学家政学科食物栄養専攻 1996 年 3 月卒業生

1. はじめに

2005年、食育基本法が施行され、栄養教諭制度が発足してから、3年が経った。特に、栄養教諭制度の発足は、義務教育学校での食に関する教育と大学・短期大学・専門学校など栄養士養成施設における教育に大きな変更をもたらした。

これは、学校栄養職員の長年の食に関する教育への貢献と、地位向上への運動の結果である。この結果、学校における食に関する教育は、栄養教諭を中核に全校的に展開されることとなり、その専門性と職務への認知は以前よりはるかに高まったといえることができる。

鹿児島県においては、学校栄養職員に対し、教職科目に関する認定講習を2006年、2007年と計画的に実施し、2007年4月時点で栄養教諭144名を配置した。これは北海道に次ぐ人数である(表1)。残る数年以内に配置換えを希望する全ての学校栄養職員が栄養教諭に移行するものと考えられる。

しかし、急速に推進展開し、配置され、「食育」の中心的な担い手と位置づけられた栄養教諭制度には、発足当初より家庭科教育関係者などからいくつかの懸念が表明されてきた^{1, 2, 3, 4}。

そこで、本稿では栄養教諭制度の成立を再検討し、現状と課題を明らかにしたい。

1 家庭科教育の新たな課題—「食育」の台頭と栄養教諭創設をめぐる—, 共立女子大学 川上雅子 (2004年5月)

…「食育」という用語は、多義的であり、それぞれの立場で都合よく解釈される可能性をもつ用語でもある。…家庭科教育は常に衣食住などの生活諸相のひとつとして食物や栄養の事柄を捉えているが、生活全体へのまなざしと日常生活への還元、実践が常に視野に入れられている主体性を重んじる教科である。食生活の教育内容も、栄養、食事、食品とその選択、調理、食生活の文化などと取り扱う内容は多様であり、深い。…そうした教育の視点を従来から連綿と持ち続けてきているにもかかわらず、今までの家庭科教育の蓄積が正当に評価されず、新たに登場してきた「食育」の概念は、創設される栄養教諭と連なり家庭科教育の独自性や家庭科教諭の職域に多大な影響を及ぼしている。…家政学の定義は「家庭生活を中心とした人間生活における人間と環境との相互作用について、人的・物的両面から、自然・社会・人文の諸科学を基盤として研究し、生活の向上とともに人類の福祉に貢献する実践的総合科学である」⁴⁾であり、食物学が目指す世界は、本来はこの概念に連なるはずである。…第一に食生活に関する教育用語の概念を整理して慎重に用いることである。…第二に、そもそも食の部分だけを特化して人間生活を改善しようとするバランスの悪さを家庭科教育が受け入れることができるかということも、十分に考えることである。…食と衣と住の総合化としての人間生活をつつめるまなざしが真に家庭科教育において図れるかということを考え実現しなくてはならないであろう。／第三に、「食育」は健康であるために正しい生活習慣の構築を目指すものであるが、家庭科はより壮大な世界を問うことができることを認識すべきである。http://www.taishukan.co.jp/kateika/kougi/kougi04_5.html (2008年1月25日)

2 「食育」が危ない, フードアンドヘルス研究所 代表者 幕内秀夫, 2007年10月

…ファストフードやスナック菓子、清涼飲料水などのメーカー…までもが、「食育」や「健康」を語るようになってしまったのです。典型的なのが幼稚園や小学校などに無料で出張する「出前授業」です。義務教育の小中学校で、ファストフードの作り方や食べ方、利用の仕方が堂々と語られるようになってしまったのです。出前授業に行くのは、メーカーの栄養士や節操のない学者たちです。私は、そのような学者や評論家を「食育ハイエナ」と呼んでいます。それはともかく、この法律によって、ジャンクフードのメーカーとビジネスチャンスと考えた学者がタッグを組むようになったのです。それらの栄養士や学者が、学校で子どもたちに何を語るのか、いうまでもないことでしょう。「食べ過ぎなければ何も問題はない」、それ以外には何もありません。ジャンクフードメーカーのアリバイ講演会でしかありません。若い父母が、真剣に食生活を考えようとしても、きちんとした「情報」を得ることが益々難しくなってしまったのです。<http://www8.ocn.ne.jp/~f-and-h/books/maegaki.html> (2008年1月25日)

3 『五感で学ぶ食育ガイド キッズ・キッチン』坂本廣子, キッズ・キッチン協会, かがわ出版, 2007.

4 『創造的な食育ワークショップ』金丸弘美, 岩波書店, 2007.

表1 2005年から2007年に配置されえた栄養教諭数

	配置された栄養教諭数				栄養教諭+学校栄養職員				配置された栄養教諭数				栄養教諭+学校栄養職員			
	2005年	2006年	2007年	%	計	男	女		2005年	2006年	2007年	%	計	男	女	
全国	34	359	973	9%	10,864	221	10,643	三重		11	48	28%	169		169	
北海道	10	67	194	54%	360	2	358	滋賀		4	11	13%	88		88	
青森			6	6%	109	6	103	京都		58	91	49%	186		186	
岩手			17	10%	162	1	161	大阪	9	9	20	4%	544	35	509	
宮城		3	10	6%	181	1	180	兵庫			50	12%	408	12	396	
秋田		1	4	3%	151		151	奈良			10	9%	114	1	113	
山形		1	5	5%	91		91	和歌山			3	3%	93	1	92	
福島			12	10%	115		115	鳥取				0%	62	3	59	
茨城		10	20	9%	227	2	225	島根			14	78%	18		18	
栃木			9	4%	203	6	197	岡山		3	9	4%	218	3	215	
群馬			6	3%	198	8	190	広島			10	7%	152	1	151	
埼玉		5	10	2%	543	20	523	山口			7	16	9%	182		182
千葉		5	10	1%	739	12	727	徳島			9	17	17%	103	1	102
東京				0%	1,071	35	1,036	香川			5	5	5%	103	3	100
神奈川			8	1%	561	3	558	愛媛			16	41	25%	166	2	164
新潟			2	1%	281	9	272	高知	5	11	15	25%	60	1	59	
富山		1	4	3%	115		115	福岡			9	40	10%	381	4	377
石川		4	4	3%	123		123	佐賀			3	5	5%	99	4	95
福井	10	32	30	33%	91		91	長崎			12	7%	162	1	161	
山梨			5	4%	132	1	131	熊本			15	7%	208	2	206	
長野			5	2%	298	3	295	大分			7	5%	153		153	
岐阜			4	2%	198		198	宮崎			6	11	9%	119	2	117
静岡				0%	308	7	301	鹿児島		69	144	68%	211	1	210	
愛知		10	10	2%	468	26	442	沖縄			4	3%	140	2	138	

注)配置された栄養教諭数は2005年度、2006年度においては各年度末、2007年度は2007年4月1日現在

注)％:栄養教諭数/(栄養教諭+学校栄養職員)

資料出所:文部科学省スポーツ・青少年局,文部科学省初等中等教育局

「栄養教諭の配置促進について(依頼)」(19文科ス第156号,平成19年7月11日),http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyoubu/04111101/011/001.htm 文部科学省,平成18年度学校基本調査http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/06121219/003.htm

2. 食育基本法および栄養教諭制度の成立, 現状と課題

1) 食育基本法および栄養教諭制度の成立

食育基本法および栄養教諭制度発足までの食に関する教育をめぐる動きを一覧にしたのが表2である。表に見るように,文部科学省・厚生労働省・農林水産省・内閣府等,多くの関係省庁が並行して,食に関する教育および栄養教諭制度発足に関与してきたことがわかる。この動きは今後一層加速されるであろう。

内閣府の資料から,主要な部分を紹介しておきたい⁵⁾。

文部科学省と食育との関係についてみる。

学校では,子どもたちに対する食に関する指導が,給食の時間,各教科・学級活動・総合的な学習の時間等,学校教育活動全体の中で広く行われてきている。例えば,家庭科および技術・家庭科ではバランスのとれた食事の重要性等を,体育科および保健体育科では望ましい生活習慣を身に付ける必要性等を指導してきた。食に関する指導では,学校給食を「生きた教材」として活用し,見る・食べるといった行為を通じて楽しみながら子どもの興味・関心を引き出し,高い教育的効果を得た取組がおこなわれてきている。

このなかで,栄養士または管理栄養士である学校栄養職員が食に関する専門家として栄養学等の専門に関する知識や技術を生かして活動してきた。特に1998年以降,学校栄養

5 内閣府「食育基本法施行以前の取組」<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/law/before.html> (2008年1月25日)。

職員がおこなうティーム・ティーチングや特別非常勤講師制度を活用した学校内での栄養に関する指導活動はますます増加してきている。

しかしながら、食に関する指導については明確な体制整備が図られず、地域や学校ごとにまちまちであった。

子どもの食を取り巻く環境が急速かつ激しく変化する中で、子どもが望ましい食習慣と自己管理能力を身に付け、変化に対応して自らの健康を保持増進する能力を培っていくためには、より効果的な食に関する指導体制整備が急務となった。

そこで、学校栄養職員の専門性を活用する制度を作ることになったのである。

2002年9月30日の中央教育審議会答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」では、(1)学校栄養職員が食に関する専門家として、子どもの成長発達やその時期の心理の特性等について正しく理解し、教育的配慮を持った食に関する指導を行うこと、(2)栄養教諭制度など学校栄養職員に係る新たな制度の創設を検討し、学校栄養職員が栄養及び教育の専門家として子どもの食に関する教育指導を担うことができるよう体制整備を行うことが必要である、と指摘された。

2004年1月20日の中央教育審議会答申「食に関する指導体制の整備」は、現在の学校栄養職員の資質に加え、教育に関して必要な資質を身に付けた者が食に関する指導を担うことができるよう栄養教諭制度を創設し、効果的な食に関する指導体制の整備を図るよう提言が行われた。

こうして栄養教諭制度創設に係る関係法令が整備され、2005年度から栄養教諭制度が開始されることとなったのである。

一方、厚生労働省は[1]科学的根拠に基づく栄養施策の推進(食事摂取基準の策定、国民健康・栄養調査の実施)、[2]栄養・食生活に関する知識の普及啓発(食生活指針の普及啓発、食事バランスガイドの普及啓発、食生活改善推進員の育成、栄養成分表示等の食環境整備の推進等)、[3]集団的な指導の実施、[4]健康診断の結果等に基づく個別指導の実施、[5]管理栄養士・栄養士の資質の向上および人材育成を行ってきた。

農林水産省もまた、[1]農林水産業や食品産業に対する理解の促進、[2]日本型食生活の実践といった健全な食生活の実現、[3]食文化の継承、[4]食品の安全性に関する情報提供を柱とし、国民運動としての食育の取組を推進してきた。

関係各省庁は、食に関する教育を推進するために連携をはかり、2005年に食育基本法が施行され、2006年には食育推進基本計画が策定された。これらから、2006年以降、さらに食に関する社会教育運動が展開されている。

表2 食育および栄養教諭をめぐる動き

1952年	厚生労働省	「栄養改善法」管理栄養士・栄養士等の専門職による指導の実施や食生活改善推進員等地域のボランティアの育成等地域の食生活や栄養改善に関する取組
1978年	厚生労働省	第一次国民健康づくり対策
1985年	厚生労働省	「健康づくりのための食生活指針」
1986年	厚生労働省	「加工食品の栄養成分表示に関する報告」
1986年	厚生労働省	「肥満とやせの判定表・図」の発表
1987年	厚生労働省	第2次国民健康づくり対策：「運動」「栄養」「休養」
1990年	厚生労働省	「健康づくりのための食生活指針(対象特性別)」
1990年	厚生労働省	「外食栄養成分表示ガイドライン」

1997年	文部科学省保健体育審議会	「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための教育及びスポーツの振興の在り方について」
1999年	農林水産省	「食料・農業・農村基本法」食料が人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。食料自給率の目標設定。
1999年12月17日	農林水産省	「食を考える国民会議」の活動への支援 http://www.e-shokuseikatsu.com/kokuminkaigi/kokumin11.html
2000年	厚生労働省	「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的として、栄養・食生活、身体活動・運動、たばこ、歯の健康等の9分野70項目について具体的な目標を掲げ、疾病の一次予防に重点を置いた施策を推進、適正な栄養状態や栄養素の摂取のための個人の行動変容を支援するための環境づくりについて目標値を設定
2000年	農林水産省、文部科学省、厚生労働省	「食生活指針」栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加、食料自給率の低下、食料資源の浪費などの諸問題に対応するために設けられた国民向けの10項目の指針
2000年3月		「食料・農業・農村基本計画」食料自給率の向上、目標、多くの国民が自らの食生活を見直し、健康づくりや栄養バランスの改善等に主体的に取り組むことができるようにする、フードガイド策定
2002年4月2日	農林水産省	「BSE問題に関する調査検討委員会報告」＜食に関する教育いわゆる『食育』の必要性＞食品にゼロ・リスクはあり得ないこと、情報をもとに一人一人が選択していく能力を身に付けていくことの大切さの認識とその普及が必要であること等
2002年9月30日	文部科学省中央教育審議会	「子どもの体力向上のための総合的な方策」国民の体力、子どもの体力低下、学校教育における組織的な取組の必要性、学校栄養職員が食に関する専門家として、子どもの成長発達やその時期の心理の特性等について正しく理解し、教育的配慮を持った食に関する指導を行うよう指摘があり、さらに栄養教諭制度など学校栄養職員に係る新たな制度の創設を検討し、学校栄養職員が栄養及び教育の専門家として子どもの食に関する教育指導を担うことができるよう食に関する指導体制の整備を行うことの必要性指摘 ①子どもの体力の向上のためには、適切な運動、十分な休養・睡眠、調和のとれた食事・健康3原則の徹底による生活習慣の改善が不可欠。②正しい基礎知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく、言わば食の自己管理能力、食品の品質や安全性についても、正しい知識・情報に基づいて自ら判断できる能力。
2003年	厚生労働省	「健康増進法」
2003年1月	農林水産省	「食を考える月間」ニッポン食育フェア等（以後毎年1月）
2003年度	農林水産省	「食育コンクール」
2003年～2006年	農林水産省	食育推進ボランティア、全国約3万人、食生活の改善や食の安全・安心、地域の食文化の増進等に関する普及啓発活動を推進
2003年4月11日	農林水産省	『「食」と「農」の再生プラン』、「食育」、食生活の改善、食の安全・安心に関する知識などの普及や定着を目指す、子どもの時から「食」について考える習慣を身に付けるよう「食」の安全、「食」の選び方や組合せ方等を子どもたちに教える「食育」を促進すること等
2003年7月1日		「食品安全基本法」
2003年7月1日	内閣府	「食品安全委員会」ホームページ、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集、季刊誌「食品安全」、食の安全ダイヤル
2004年1月20日	文部科学省中央教育審議会	「食に関する指導体制の整備について」（答申）栄養教諭制度 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/04011502.htm

2004年2月	厚生労働省	「食からはじまる健やかガイド『食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」の視点から）のあり方に関する検討会』報告書」①発育・発達過程に応じて、具体的にどのような食べる力を育ていけばよいのか、②食べる力を育てための具体的支援方策の例などを盛り込んだ子どもの食に関する支援ガイド http://www.i-kosodate.net/eating/report1/index.html
2004年3月	厚生労働省	「楽しく食べる子どもに－保育所における食育に関する指針－」平成15年度 児童環境づくり等総合調査研究事業 保育所における食育のあり方に関する研究班 http://www.i-kosodate.net/eating/report2/
2004年7月	内閣府	食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」
2005年4月	文部科学省	栄養教諭制度発足
2005年4月	内閣府	食品安全委員会「食品安全モニター」全国470名
2005年6月	農林水産省， 厚生労働省	「食事バランスガイド」食事の望ましい組合せやおおよその量
2005年7月		「食育基本法」施行
2006年2月20日	内閣府	「食育推進基本計画」2006年度から2010年度までの5年間の計画
2006年2月22日	文部科学省， 早寝早起き朝ごはん全国協議会	「早寝早起き朝ごはん」コミュニティサイト http://www.hayanchayaoki.jp/
2007年11，12月	農林水産省	「めざましごはんキャンペーン」朝食欠食率の高い若者層（特に20～30歳代）を主なターゲットに、朝ごはんの喫食向上や米を中心とした日本型食生活の普及・啓発を目的に、11月～12月にテレビCMとWEBでの情報提供 http://www.maff.go.jp/j/soushoku/kakou/mezamas.html

2) 食育基本法

次に、栄養教諭の発足と強い関連をもつ食育基本法に触れておきたい⁶。食育基本法前文には、食育の意義・現在の食をめぐる環境・食育の目的等が簡潔に示されている。【 】は引用者による小見出しである。

【**食育の意義**】二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。／子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。／今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。／もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

6 内閣府、「食育基本法」、<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/law/law.html> (2008年1月25日)。

【現在の食をめぐる環境】一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。／国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。／また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

【食育の目的】こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。／国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

【国際貢献】さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

【法制定】ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。」

第1章は食育の目的と内容についてである。関連する部分を示しておく。

「(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第3条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第6条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第7条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第8条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。」

以下、第2章食育推進基本計画等、第3章基本的施策、第4章食育推進会議等となっている。第3章は第1章に掲げた食育の内容を具体化するためのもので、(家庭における食育の推進)・(学校、保育所等における食育の推進)・(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)・(食文化の継承のための活動への支援等)・(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)の各項からなる。

さらに、食育基本法に基づいて策定されたのが2006年の「食育推進基本計画」である⁷。これは、2006年度から2010年度までの5年間の計画である。構成は以下のとおりである。

はじめに

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成／
2. 食に関する感謝の念と理解
3. 食育推進運動の展開／
4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割／
5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践／
6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献／
7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 食育に関心を持っている国民の割合 (70% → 90%)
2. 朝食を欠食する国民の割合 (子ども 4% → 0%, 20代男性 30% → 15%, その他)
3. 学校給食における地場産物を使用する割合 (21% → 30%)

7 内閣府共生社会政策統括官、食育推進基本計画策定委員会、「食育推進基本計画」(2006年2月20日)、<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/plan/index.html> (2008年1月25日)。

4. 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合(60%)
5. 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合(80%)
6. 食育の推進に関わるボランティアの数(20%増)
7. 教育ファームの取組がなされている市町村の割合(42%→60%)
8. 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(60%)
9. 推進計画を作成・実施している自治体の割合(都道府県100%,市町村50%)

第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進／2. 学校、保育所等における食育の推進／3. 地域における食生活の改善のための取組の推進／4. 食育推進運動の展開(食育月間(毎年6月)、食育の日(毎月19日))／5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等／6. 食文化の継承のための活動への支援等／7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 都道府県等による推進計画の策定促進、基本計画の見直し等

特に、学校における食育に関係する部分の概要を示しておきたい。特に重要と思われる部分には下線を施した。

「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

朝食の欠食や、「孤食」や「個食」等も見受けられることから、社会全体で働き方の見直しを進めることに加え、父母その他の保護者や教育、保育等に携わる関係者の意識の向上を図り、家庭や教育、保育等の場が果たすべき重要な役割についての自覚を促すとともに、相互の密接な連携の下、子どもが楽しく食について学ぶことができる取組が積極的に推進されるよう施策を講じるものとする。

5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

食育の推進に当たっては、家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野において、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等多様な主体により、国民が食の多面的な姿を学ぶ機会が提供され、多くの国民が、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する体験活動に参加するとともに、意欲的に食育の推進のための活動を実践できるよう施策を講じるものとする。

6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

食育の推進に当たっては、伝統ある優れた食文化や地域の特性を生かした食生活の継承・発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費等が図られるよう十分に配慮しつつ施策を講じるものとする。

食育の推進に当たっては、我が国の食料需給の状況に対する国民の十分な理解を促すとともに、都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との交流等を進め、消費者と生産者の信頼関係を構築すること等によって食料の主な生産の場である農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じるものとする。

第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進

(栄養教諭を中核とした取組)

子どもに望ましい食習慣等を身に付けさせるためには学校、家庭、地域社会の連携が重要であり、学校と家庭や地域社会との連携の要である栄養教諭による積極的な取組が望まれる。

各地域の栄養教諭を中核として、学校、家庭、さらには地域住民や保育所、PTA、生産者団体、栄養士会等の関係機関・団体が連携・協力し、様々な食育推進のための事業を実施する。

家庭に対する効果的な働きかけの方策等の実践的な調査研究や食育に関する情報発信等を行う。

2. 学校、保育所等における食育の推進

(指導体制の充実)

栄養教諭の重要性についての普及啓発を進める。

全ての現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得することができるよう必要な講習会等を開催すること等

栄養教諭免許状を取得した学校栄養職員の栄養教諭への移行を促進する。

給食の時間、家庭科や体育科をはじめとする各教科、総合的な学習の時間等における食に関する指導の充実を促進し、学校における食育を組織的・計画的に推進する。

手引を作成・配付し、各学校での指導の充実に役立てる。

学校長・教職員等が学校における食育の重要性等についての理解を深めるようシンポジウムを開催するなど意識啓発等を推進する。

(子どもへの指導内容の充実)

食に関する指導に係る全体的な計画を策定すること。

特に、その際には、学校長のリーダーシップの下に関係教職員が連携・協力しながら、栄養教諭が中心となって組織的な取組を進めることが必要である。

各教科、特別活動、総合的な学習の時間等の学校教育活動全体を通じて、食に関する指導を行うために必要な時間が十分に確保されるよう学校における取組を促進する。

食に関する学習教材を作成・配付し、その活用を図る。

地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験、食品の流通や調理、食品廃棄物の再生利用等に関する体験といった子どもの様々な体験活動等を推進する。

体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修を実施す

る。

学習指導要領の見直しに当たり、学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実を図るなど、食育が推進されるよう取り組む。

学校教育外でも、食料の生産・流通・消費に対する子どもの関心と理解を深めるため、子ども向けパンフレット等を作成・配布するとともに、行政関係者や関係団体等と連携し、これら関係者による子どもへの指導を推進する。

学校の関係者は、家庭や地域と連携しつつ、積極的に食育の推進に努める。

(学校給食の充実)

学校給食の一層の普及や献立内容の充実を促進する。

各教科等においても学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取り組む。

栄養教諭を中心として、食物アレルギー等への対応を推進する。

望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深める。

地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図る。

地域の生産者や生産に関する情報を子どもに伝達する取組を促進する。

単独調理方式による教育上の効果等についての周知・普及を図る。

子どもの食習慣の改善等に資するため、生産者団体等による学校給食関係者を対象としたフォーラムの開催等を推進する。

(食育を通じた健康状態の改善等の推進)

栄養教諭と養護教諭が連携し、子どもの食生活が健康や意欲に及ぼす影響等を調査研究するとともに、その成果を生かした効果的な指導プログラムの開発を推進する。

(保育所での食育推進)

平成16年3月に作成・公表した「保育所における食育に関する指針」を参考に、保育所において、所長、保育士、栄養士等の協力の下、保育計画に連動した組織的・発展的な「食育の計画」の策定等が推進されるよう支援を行う。

保育所の関係者は、在宅の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域と連携しつつ、積極的に食育を推進するよう努める。

(子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供)

3) 栄養教諭

2004年1月の「食に関する指導体制の整備について」(答申)は学校において食育を進める主要な役割を担う教員として栄養教諭制度を発足させ、以下のように規定した⁸。そ

8 文部科学省中央教育審議会「食に関する指導体制の整備について」(答申)(2004年1月20日)、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/04011502.htm (2008年1月25日)。

の内容は食育基本法と重なっている。概要を示しておきたい。

第1章 基本的な考え方

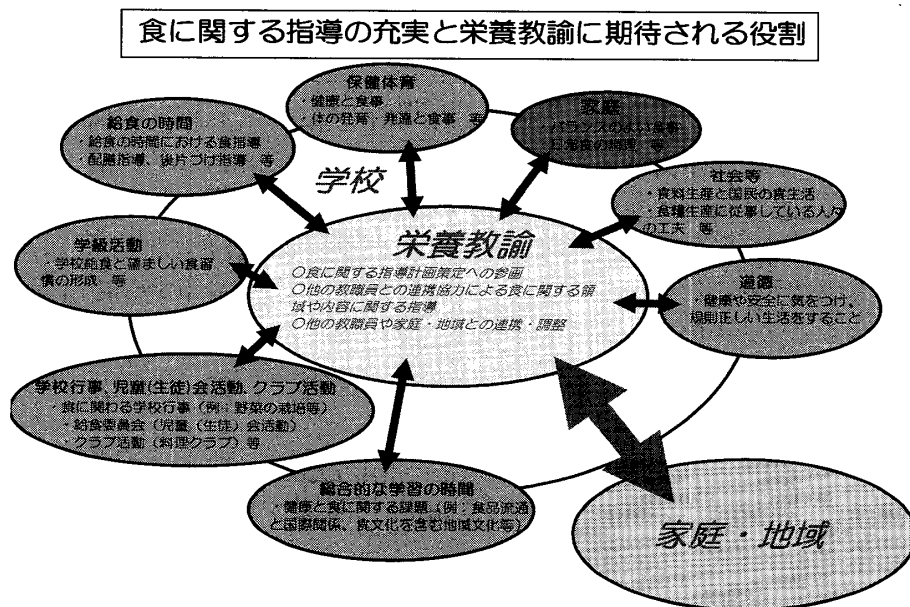
1. 食に関する指導の充実の必要性 / 2. 学校における食に関する指導の現状
3. 食に関する指導体制整備の方向性

第2章 栄養教諭制度の創設

1. 栄養教諭の職務 / 2. 栄養教諭の資質の確保 / 3. 栄養教諭の配置等 / 4. 栄養教諭の身分等

第3章 食に関する指導の充実のための総合的な方策

1. 学校における一体的取組 / 2. 栄養教諭の効果的な活用 / 3. 学校・家庭・地域社会の連携等による総合的取組



●栄養に関する指導：①児童生徒に対する栄養に関する個別的な相談指導，②学級担任，教科担任等と連携して関連教科や特別活動等において食に関する指導を行うこと，③食に関する指導に係る全体的な計画の策定等への参画などが含まれること。

●栄養に関する管理：①学校給食を教材として活用することを前提とした給食管理，②児童生徒の栄養状態等の把握，③食に関する社会的問題等に関する情報の把握などが含まれること。

資料出所：文部科学省中央教育審議会「食に関する指導体制の整備について」(答申)(2004年1月20日)，http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/04011502.htm (2008年1月25日)

文部科学省，食に関する指導の充実と栄養教諭に期待される役割

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyoubu/04111101/004.pdf (2008年1月25日)

文部科学省，栄養教諭制度の創設に係る学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について(通知)(2004年6月30日)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyoubu/04111101/008.htm (2008年1月25日)

図1. 食に関する指導の充実と栄養教諭に期待される役割

表3 栄養教諭の職務内容

区分	具体的内容	
食に関する指導	児童生徒への個別的な相談指導（食に関するカウンセラー）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の相談指導，家庭への支援や働き掛け（例）偏食傾向，痩身願望，肥満傾向，食物アレルギー，スポーツ ・ 学級担任や養護教諭，学校医・学校歯科医，他の栄養の専門家などと連携。特に食物アレルギーや摂食障害など。 ・ 食物アレルギーに対応した献立作成など，保護者に対する助言，料理教室実施。
	児童生徒への教科・特別活動等における教育指導（食に関する教育のコーディネーター）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食の時間，学級活動，教科指導等，学校教育全体にわたる ・ 学級担任や教科担任との連携，指導 ・ 給食の時間：例）食事準備，後片付け，食事マナー，給食放送 ・ 関連する教科における食に関する領域や内容：例）食べ残しと環境負荷の問題，食品流通と国際関係，食文化を含む地域文化 ・ 児童生徒集会，委員会活動，クラブ活動における指導 ・ 学校給食と連携した授業を実施 ・ 指導案作成，教材・資料作成
	食に関する教育指導の連携・調整（食に関する教育のコーディネーター）	<p>【校内における連携・調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長のリーダーシップの下，関係教職員が十分連携・協力して取り組む ・ 学級担任や教科担任等と連携 ・ 食に関する指導に係る全体的な計画の策定の連携・調整 ・ 児童生徒の食生活の実態把握 ・ 研究授業の企画立案，校内研修への参加 ・ 給食主任を担うなど，積極的な学校運営参画，職員会議への出席 <p>【家庭や地域社会との連携指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給食だより等を通じた啓発活動 ・ 食物アレルギーに対応した献立作成などについての保護者に対する助言 ・ 試食会，親子料理教室，招待給食等の企画立案，実施 ・ 地域社会や関係機関が主催する食に関する行事への参画 ・ 地域栄養士会，生産者団体，PTA等との連携・調整
学校給食の管理	給食基本計画の策定への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食に関する基本計画の策定への参画 ・ 学校給食委員会への参画 ・ 学校給食の管理業務の一層の効率化
	栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食における栄養量及び食品構成に配慮した献立の作成 ・ 各教科指導において取り上げられた食品を学校給食に使う ・ 食事状況調査，嗜好調査，残食調査等の実施 ・ 献立のデータベース化などの情報化の推進
	衛生管理，検食	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理従事員の衛生，施設設備の衛生及び食品衛生の適正を期すための日常の点検及び指導 ・ 学校給食の安全と食事内容の向上を期すための検食の実施及び検査用保存食の管理
	物資管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食用物資の選定，購入及び保管への参画 ・ コンピュータによる物資管理などの情報化の推進
	学校給食の調理指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食の調理，配食及び施設設備の使用方法等，指導・助言

注）文部科学省中央教育審議会「食に関する指導体制の整備について」（答申）（2004年1月20日）および「家庭科から広がる食の学び」（日本家庭科教育学会編，ドメス出版，p.76）をもとに加除・改変。

第2章2は栄養教諭の職務について述べている。その概要を図示したのが図1である⁹。また，表3にも具体的職務を示した。

栄養教諭の主要な職務は，栄養に関する指導および栄養に関する管理，他の教職員，家庭，地域との連携・調整であることがわかる。

第3章2は栄養教諭の効果的な活用について述べている。栄養教諭の学校における位置づけが大きく変化したことがうかがわれる。全文を引用しておきたい。下線は引用者による。

9 文部科学省，食に関する指導の充実と栄養教諭に期待される役割

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyoubu/04111101/004.pdf（2008年1月25日）

「栄養教諭は、学校における食に関する専門家として、食に関する指導を進める上での連携・調整の要（かなめ）としての役割を果たしていくべきである。

食に関する指導を担うのは栄養教諭に限られないが、栄養教諭を十分に活用することによって、学級担任や教科担任等による指導とあいまって、一層の指導効果の向上が期待される。

特に、望ましい食習慣の形成のためには、単に食に関する知識の教授にとどまらず、習慣化を促すための継続的な指導が不可欠である。このため、栄養教諭が計画的に指導に参画していくことができるようにするとともに、学級担任や教科担任、養護教諭等と十分連携を取り、指導の継続性を確保できるよう、校長のリーダーシップの下、栄養教諭が加わって、食に関する指導に係る全体的な計画を作成することが肝要である。

さらに、家庭や地域社会との連携においても、栄養教諭は要（かなめ）としての役割を果たし得るものであり、積極的な取組が期待される。

このように栄養教諭は、学校の内外において、食に関する指導の充実の鍵（かぎ）を握る立場にあり、その職責は非常に重いものと考えられる。この職責を全うするためにも、栄養教諭には高い資質が要求されるものであり、また、その資質を向上させるための努力が不断になされることが求められる。同時に、栄養教諭がその資質を十分に発揮するためには、校長をはじめとする学校内での理解と協力はもとより、家庭や地域社会の理解と協力が不可欠であり、栄養教諭が他の教職員や家庭・地域社会との連携を確保できるようにするための環境整備が重要となる。

なお、栄養教諭が配置されない学校も想定されるが、そのような学校においても、養護教諭や家庭科教諭などによる指導や、近隣の学校の栄養教諭が定期的に出向いての指導、地域の人材の活用などの工夫により、食に関する指導を充実していくことが望まれる。」

ここに示されているように、栄養教諭の位置づけは大きく変化し、学校における食育の要となった。また、これまで以上に食育の授業に関与することが求められるようになった。そのためには、校長、他の教職員、家庭、地域の理解と協力は不可欠である。しかし、栄養教諭が食に関する教育・指導の多様な活動と重い責任を担うように短期間の間に変更されたことは、その職務の遂行を難しくするのではないかという懸念を生んだ。

4) 現状と課題

そこで、栄養教諭の置かれた現状について、検討しておきたい。

鹿児島県における栄養教諭制度に関する調査が大富らにより 2006 年におこなわれている¹⁰。それをキーワードによってカテゴライズした結果を図 2-4 に示した。

10 大富あき子、大見奈緒子、大内山雅枝、花木秀子、栄養教諭制度の施行に伴う教育活動記録—Ⅱ—鹿児島県内学校栄養士を対象とした栄養教諭制度に関する意識調査—、鹿児島純心女子短大研究紀要、37、69-77（2007）。

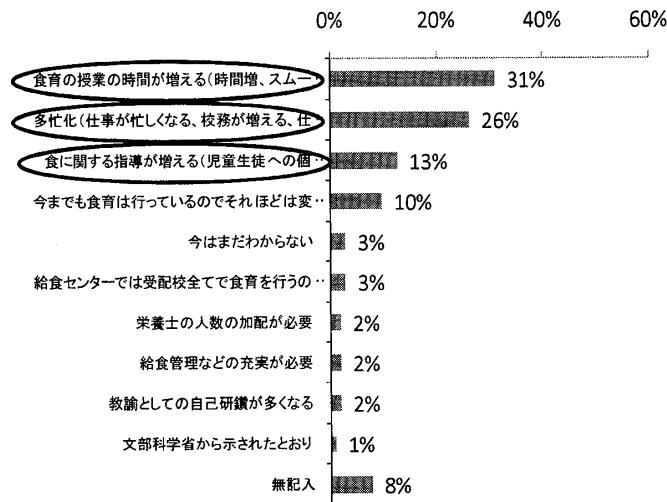


図2 仕事内容の変化 (N=103, 複数回答)

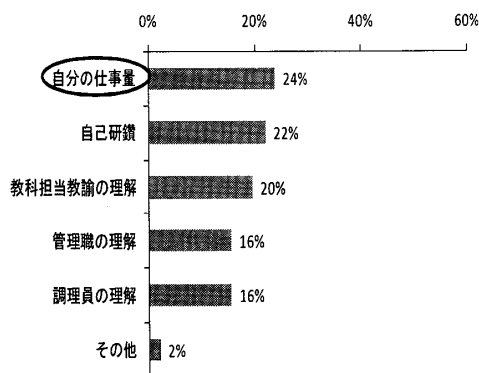


図3 食育実施にあたっての改善点 (N=103, 複数回答)

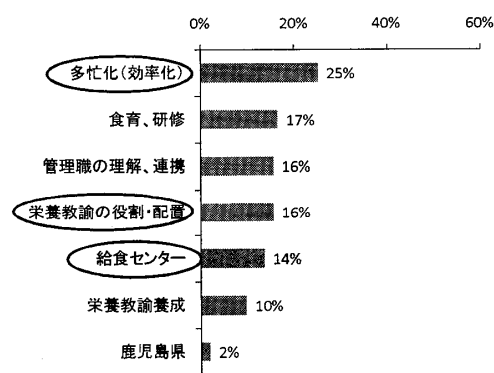


図4 栄養教諭制度の問題点 (N=103)

図2-4 資料出所：大富ら，栄養教諭制度の施行に伴う教育活動記録－Ⅱ－鹿児島県内小学校栄養士を対象とした栄養教諭制度に関する意識調査－，鹿児島純心女子短大研究紀要，37，69-77 (2007)。

図2-4 から主要なものをみると，多忙化(効率化)・仕事量の増加，食育の授業の増加をあげる割合が多く，これらのことと関連して，栄養教諭の配置の再検討，センター方式での実施に対する不安をあげるものが多かった。上述した懸念を栄養教諭自身も抱えていることがわかる。

また，2006年，内閣府が食育推進基本計画を策定するにあたって募集したパブリックコメントにも栄養教諭の現状についての懸念が表明された¹¹。その一部を図示したのが図5，6である。

11 内閣府，食育推進基本計画：パブリックコメント結果 2006年3月
http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/plan/public/pdf/public_kekka.pdf (2008年1月25日)。

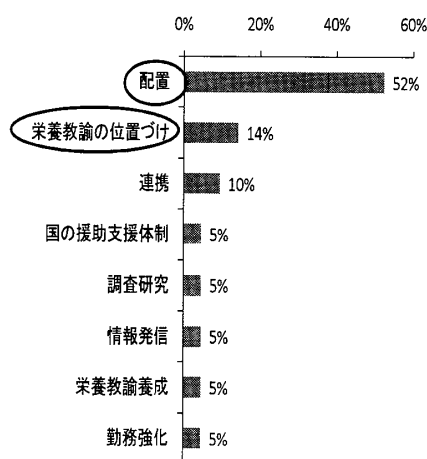


図5 栄養教諭等に関するコメント (N=21)

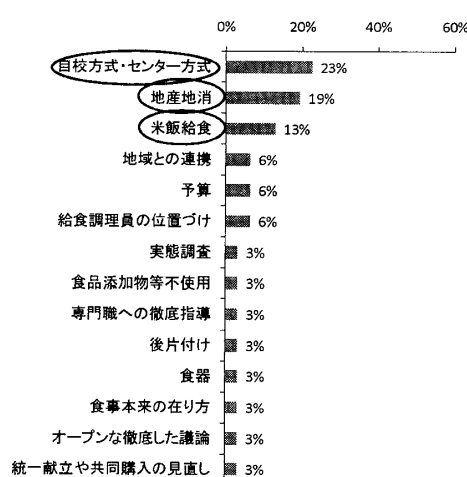


図6 学校給食に関するコメント (N=31)

図5, 6 資料出所：内閣府，食育推進基本計画：パブリックコメント結果 2006年3月
http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/plan/public/pdf/public_kekka.pdf (2008年1月25日)。

ここでも、栄養教諭を、一校一人配置にすること、位置づけを明確にすることが必要であることが述べられた。さらに、今後の食育の推進や給食の実施にあたって、自校方式が望ましいこと、地産地消・米飯給食を促進することがあげられた。

以上のようなことから、2005年の栄養教諭制度発足は多難なものとなったのである。全国的には栄養教諭の配置が立ち遅れるという事態が生じた。2007年7月、文部科学省は異例の依頼を出し、栄養教諭の配置を速やかに行うよう促し対処した¹²。依頼は、栄養教諭を配置する意義を、「食育基本法」、「食育推進基本計画」、「食に関する指導体制の整備について」などを根拠に再提示し、栄養教諭配置を促した。

しかし、その(5)においては栄養教諭が過重負担に陥らないように配慮する必要があるとし、次のように述べている。下線は引用者による。

「(5) 栄養教諭制度の創設により、食に関する指導が栄養教諭の職務として位置付けられているが、このことは、栄養教諭自身が、食育に関して、その学校における児童生徒に対する指導の全てを自ら行うことを想定しているものではなく、学校における教育活動全体で取り組んでこそ、その効果をあげることができるものであり、学校全体の食育の推進体制の整備が必要となること。

(以下、略)」

以上のように、栄養教諭に関しては今なお改善すべき点が少なくなく、常時栄養教諭の現状の把握に努め、問題点を解決していくことが望まれる。

12 文部科学省，栄養教諭の配置促進について（依頼），平成19年7月11日
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyuu/04111101/011/001.htm (2008年1月25日)。

3. まとめにかえて

食育基本法、食育推進基本計画、栄養教諭制度など、近年の学校における食育に関する事項の激変を再検討してきた。政治・社会情勢の急速な変化や学校教育をめぐる環境の急速な展開を背景にして現在にいたっているため、各々の文書からもうかがえるように、多くの未整理な部分を抱えたまま開始された。多くの課題が残されたままである。そのいくつかを示しておきたい。

- ① 食育の授業に関して、どのように展開するべきか確かな指針を今一度明確にする必要がある。その理由は以下のとおりである。すなわち、食育の授業は、栄養教諭制度導入とともに、これまで学校栄養職員には要求されてこなかったものであったので、多くの時間と人員を割いて学習と研鑽が進められてきた。数多くの文献や資料が示されている。しかしながら、教育界全体で授業のあり方進め方が革新を求められている現在、従来型の栄養指導や授業形式では十分な学習効果が得られるとは言いがたい。食育の授業に関係する教職員、家庭、地域の人々の協力を得ながら、目の前にいる子どもを主体とする新たな食育の授業の模索が求められている。
- ② センター方式の給食を受けている学校における食育の推進をどうするか、抜本的な改革が求められる。その理由は、「食育推進基本計画」が、その第3章2. 学校、保育所等における食育の推進(2)取り組むべき施策のなかの（学校給食の充実）において「子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の一層の普及や献立内容の充実を促進するとともに、各教科等においても学校給食が『生きた教材』としてさらに活用されるよう取り組むほか、栄養教諭を中心として、食物アレルギー等への対応を推進する。／また、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子どもに伝達する取組を促進するほか、単独調理方式による教育上の効果等についての周知・普及を図る。／さらに、子どもの食習慣の改善等に資するため、生産者団体等による学校給食関係者を対象としたフォーラムの開催等を推進する。」と述べていること、上述のアンケート結果などから、効果的な食育の推進のためには学校における給食を充実させることが重要だからである。
- ③ 栄養教諭養成における隣地実習のあり方の問題がある。なぜなら、栄養教諭制度は栄養士または管理栄養士資格を基礎とする資格であり、従来から、多くの隣地実習を課してきており、さらに栄養教諭実習が過重負担になる恐れがあるからである。また、隣地実習生を受け入れる学校の側の問題も少なくない。鹿児島県においては従来から栄養士養成施設校間で隣地実習受入校との間で協議を行い、効果的な実習を行うことができるよう努力してきた。しかしながら、現在、他の教科と同様の期間の実習が必要ではないか、という意見が出ているという。限られた就学期間（2年ないし4年）中に隣地実習を増やすことが大学における学修の妨げになるようなことがあっては意味がない。効果

的な隣地実習の実施のために熟慮すべき時期に来ている。

このほか、地産地消、地域連携、食育の授業時間の確保など多くの課題が残されている。とはいえ、鹿児島は農産物生産が多く、これまでも多くの学校が食農教育や食に関する授業を進めてきた実績をもっている。栄養教諭は学校内外の人々と連携し、その経験に学びながら、より発展的に食育を展開させることのできる可能性を秘めている。残された課題とあわせて、今後検討していきたい。

参考文献

- ・坂本廣子, キッズ・キッチン協会: 五感で学ぶ食育ガイド キッズ・キッチン, かもがわ出版 (2007).
- ・坂本廣子: 五感で学ぶ食育実践レシピ集 キッズ・キッチンII, かもがわ出版 (2007).
- ・金丸弘美: 創造的な食育ワークショップ, 岩波書店 (2007).
- ・中村丁次 (監修), 田中延子: 基礎からわかる・授業に活かせる 食育指導ガイドブック, 丸善 (2007).
- ・豊川裕之, ヨコハマ食育研究グループ: 学年別・観点別心と体をはぐくむ食協一句の指導実践集: 小学校1, 2, 3年生, 農文協 (2007).
- ・豊川裕之, ヨコハマ食育研究グループ: 学年別・観点別心と体をはぐくむ食協一句の指導実践集: 小学校4, 5, 6年生, 農文協 (2007).
- ・家庭科教育研究者連盟: 子どもの生活とつながる食育: 小学校編, 日本標準 (2007).
- ・(株)ヘルスケア総合政策研究所: 国民の健康と暮らしを守る食育推進マニュアル, 日本医療企画 (2006).
- ・(社)神奈川県栄養士会地域活動栄養士協議会: 食育ノウハウブック: 食を通して心とからだの健康づくり, 健学社 (2006).
- ・笠原賀子: 栄養教諭のための学校栄養教育論, 医歯薬出版 (2006).
- ・女子栄養大学栄養教諭研究会: 栄養教諭とはなにか: 「食に関する指導」の実践, 女子栄養大学 (2005).
- ・川戸喜美枝: 栄養教諭は何をすべきか: 豊かな心と丈夫なからだを育てる食の教育, ぎょうせい (2005).
- ・藤沢良知: 食育の時代: 楽しく食べる子どもに, 第一出版 (2005).
- ・日本家庭科教育学会: 家庭科からひろがる食の学び, ドメス出版 (2005).
- ・金田雅代: 栄養教諭論: 理論と実際, 建帛社 (2005).
- ・杉浦守邦, 岸本直美, 林敏恵, 林和子, 佐藤慎子: なつとくザ・食教育 おいしく食べて楽しく学習: 小学校実践集, 東山書房 (2002).
- ・文部科学省: 食に関する指導参考資料, 東山書房 (2000).